

石堤小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

いじめは、全ての子供に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての子供が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、行われなくてはなりません。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、市、学校、地域住民、家庭、その他子供の教育に関わる全ての者がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会全体としていじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての子供にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、子供たち自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えられるよう、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

「いじめはどの子供にも起こり得る」「学校だけでなく、子供が活動するあらゆる場で起こり得る」という意識をもち、子供の尊厳が守られ、子供をいじめに向かわせないための未然防止の取組を行います。

子供たちの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、子供一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は子供たちに対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 子供理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・「いい顔・いい声・いい心」をスローガンに、共感的な人間関係を築きます。
- ・全教職員で、一人一人のよさや成長を積極的に見付け、子供理解に努めます。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「こころの教育」「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。（年2回）
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○ 子供が主体となる福祉・ボランティア活動等の取組の充実

- ・石堤ふれあいサロンや一人暮らしの老人訪問、新生苑訪問等のボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・あいさつ運動やさわやか班（縦割り班）活動（清掃、各種行事）を通して、協力することや人を思いやることの大切さを学ぶことができるようにし、人とよりよく関わる力を身に付けます。
- ・よいこと見付けを行い、互いのよさを認め合う温かい人間関係づくりに努めます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・育友会や学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて保護者向けの研修会を実施し、ネットいじめの予防を図ります。
- ・年間を通して挨拶運動を励行し、感謝の気持ちを込めて挨拶ができるようにします。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わり、いじめを隠

したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。子供からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日頃から積極的に子供に関する情報を共有します。

①日常的な観察

- ・教職員は、授業中だけでなく、休み時間、放課後、日記等から子供の様子や言動に気を配り声をかけたり、子供の話に耳を傾けたりします。授業時は、担任が早めに教室等へ行きます。
- ・交換授業、出張授業や清掃時等、担任以外の目を見た子供の気になる様子を担任に知らせ、情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

②アンケート調査

- ・いじめ実態調査「石堤っ子アンケート」を年4回行います。
- ・人権教育では、「大切にしようみんなの人権」リーフレットを各学級で適時活用します。

③教育相談

- ・子供全員へ「石堤っ子アンケート」後に定期的な個人面談を実施します。(年3回)
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を設け周知を図ります。

(3) いじめへの早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合には、直ちにいじめを受けた子供の安全を確保します。その上で、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録します。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた子供やいじめを知らせた子供の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・対応に当たっては、学校や家庭、教育委員会等が連携して組織的に行います。また、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対応します。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

②いじめられた子供及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた子供の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③いじめた子供への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた子供やその保護者への謝罪、いじめた子供への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた子供への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた子供が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

⑥重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。また、子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・学校は調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子供やそ

- の保護者に対して説明します。
- ・学校は、いじめを行った子供やその保護者に対して必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて警察署や児童相談所等とも連携して対処します。
- ・学校は、調査結果を検証し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じます。

重大事態の意味について（国の基本方針より）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間学校を欠席」とは
 - ・ 年間30日を目安とし、児童が一定期間、連続して欠席している場合

(4) いじめの再発防止

いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団が好ましい集団活動を取り戻すまで見守りを継続します。

また、いじめの事案について検証し、心理や福祉の専門家及び関係機関等の意見を聞くなどして、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 子供の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、少なくとも3か月間はいじめられた子供が心身共に安定した状態であることを確認します。
- ・ 子供の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消することはなく、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を認定するものとする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

② 再発防止の取組

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努めます。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他関係する教職員
- ※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員、子供委員、保護司等）等を加えます。

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・ 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・ いじめ事案の調査と対応。